

令和7年度 下田市経営管理権集積計画作成業務
特記仕様書

第1章 総則

(適用)

第1条 本仕様書は、「令和7年度 下田市経営管理権集積計画作成業務」(以下「本業務」という。)に適用し、本業務における主要事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 本業務は、令和6年度に実施した下田市森林意向調査業務の結果に基づき、当該区域における経営管理権集積計画の作成を行うことを目的とする。

(準拠法令等)

第3条 本業務は、委託契約書及び本仕様書によるほか、関係法令等に準拠して実施するものとする。

(守秘義務等)

第4条 本業務の遂行上知り得た事柄を第三者に漏らしてはならない。また、個人情報の取り扱いについては、下田市個人情報保護条例及び下田市個人情報保護条例施行規則によるものとする。

(関係官公署への手続き等)

第5条 本業務実践のために関係官公署への手続き等が必要な場合は、下田市(以下「発注者」という。)と協議の上、その指示を受けて迅速に処理を行うものとする。

また、関係官公署等に対して交渉を要するとき、または交渉を受けたときは遅滞なくその旨を発注者に申し出て協議を行い、その指示に従うものとする。

(諸事故の処理)

第6条 受注者は、本業務実践中に生じた諸事故や第三者に与えた損害について受注者の責任において解決するとともに、発生原因、経過、損害の内容を速やかに発注者へ報告しなければならない。

(貸与資料)

第7条 本業務を遂行するにあたり、必要な資料及びデータ等については無償で貸与するものとし、受注者は貸与された資料の破損、紛失、盗難等事故のないよう厳重に管理するものとする。

また、貸与された資料等について発注者の許可なく複製してはならず、本業務以外での使用を禁止する。なお、業務完了後は速やかに貸与資料を返却しなければならない。

(疑義)

第8条 本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議の上、発注者の指示に従い業務を遂行するものとする。

(成果品の帰属)

第9条 本業務の成果品及び作業行程中に作成した図面、資料、データ等は全て発注者に帰属するものとし、発注者の許可なく第三者に公表、貸与、使用してはならない。

(納期及び納入場所)

第10条 本業務の履行期限及び納入場所は、以下のとおりとする。

- (1) 納 期 : 令和8年3月19日
- (2) 納入場所 : 下田市役所 産業振興課

第2章 業務内容

(業務概要)

第11条 本業務は、以下の項目について、作業するものとする。

- (1) 森林整備関係者への聴取
 - 1.森林整備関係者への聴取計画
 - 2.森林整備関係者への聴取実施
 - 3.聴取の結果整理
- (2) 対象森林の選定
 - 4.対象森林の選定
- (3) 現地調査の実施
 - 5.現地調査・現況確認
 - 6.現地調査の結果整理
- (4) 経営管理権集積計画の作成
 - 7.森林所有者への報告
 - 8.経営管理権集積計画の作成・同意の取得
- (5) 業務取りまとめ
 - 9.業務取りまとめ
- (6) 打合せ協議
 - 10.打合せ協議

(業務対象範囲)

第12条 本業務の対象範囲は以下のとおりとする。

- (1) 実施区域 別添区域図のとおり
- (2) 対象人数 約130名
- (3) 対象面積 約291.02ha
- (4) 対象筆数 約670筆

※現地調査及び経営管理集積計画の対象面積については、当初段階では10haを見込むものとする。

(業務内容)

第13条 本業務は、経営管理権集積計画の作成を効果的かつ効率的に実施するものとする。

(計画準備及び資料収集整理)

第14条 本業務の実施に先立ち、実施方針、実施体制、工程等を検討し、業務計画書としてとりまとめるとともに、本業務に必要な資料について収集整理するものとする。

(森林整備関係者への聴取計画)

第15条 受注者は下田市管内にて、森林整備の実施の可能性がある森林整備関係者の一覧表を作成し、発注者へ提示すること。発注者は提示されたものに不足が確認された場合は、森林整備関係者の追

加を受注者へ指示する。

また、聴取の内容等については、受注者が作成する。

(森林整備関係者への聴取の実施)

第16条 森林整備関係者について、本業務対象範囲とする森林整備についての聴取を実施する。

(聴取の結果整理)

第17条 森林整備関係者から聴取した結果について、整理する。中間の打合せの際に、整理した結果を発注者へと報告すること。

(対象森林の選定)

第18条 令和6年度に実施した下田市森林意向調査業務に基づき、特定の回答を得られた地番について、森林整備関係者の聴取結果を考慮しつつ、森林の公益性・経済性及び経営管理権集積計画作成による効果が見込める地番を選定する。

(現地調査・現況確認)

第 19 条 調査に関する同意を得た所有者の森林について、森林の施業界の確認を行うと共に、森林の状況を把握するため 1ha 当たり 1 箇所、およそ林層毎に標準地を選定した上で 10m プロットでの毎木調査を実施する。

また、取得した座標データ等に関しては shape ファイル等のデータ形式として提出すること。

(現地調査の結果整理)

第 20 条 現地調査の結果について、地番、該当林小班、現況樹種、現況面積、所有者名及び住所、プロット調査結果が一覧として確認できるよう整理すること。なお、整理の方法については表計算ソフト等を活用し、今後の事業に利用できるよう工夫すること。

(森林所有者への報告)

第 21 条 令和6年度に実施した下田市森林意向調査業務の対象者(約 176 名程度)について、令和6年度の結果報告及び本事業の取り組みと今後の取り組みについての報告を実施する。また、報告内容については、聴取の結果及び対象森林の選定、現地調査の結果を考慮しつつ、発注者と協議し受注者が作成する。

(経営管理権集積計画の作成・同意の取得)

第 22 条 現地調査、現況確認の結果に基づき、所有者毎に経営管理権集積計画を作成する。なお、当該地区については発注者との協議を十分に行い、来年度以降の森林整備実施に繋がるように留意し計画を作成する。

また、所有者への同意の取得の際には本事業の内容に齟齬がないように説明又は資料を配布すること。同意を得られなかった所有者については、同意の取得を試みた経緯とその結果について記録し、発注者へ報告する。

(業務取りまとめ)

第 23 条 本事業を総括し、報告書としてとりまとめる。業務のとりまとめの一環として、今後の取り組みについても発注者と協議すること。

(打合せ協議)

第 24 条 打ち合わせ協議は、初回、中間（1 回）及び納品時の合計 3 回を標準とするが、必要に応じて随時行う。打合せ事項について、受注者はその都度打合せ記録簿を発注者に提出し、両者の確認を行うものとする。

第4章 成果品

(成果品)

第 25 条 本業務における成果品は以下のとおりとする。また、紙媒体及び電子媒体の成果品は正副各 1 部を作成し提出する。

- (1) 報告書
- (2) 対象森林選定への工程表
- (3) 森林整備関係者一覧表
- (4) 森林整備関係者聴取結果表
- (5) 現地調査対象者一覧表
- (6) 現地調査結果表
- (7) 経営管理権集積計画表
- (8) 打合せ記録簿
- (9) その他、本業務で整備されたデータ等